

# 平成20年度第3回熊本県環境影響評価審査会

## 議 事 概 要

### 1 日 時

平成20年12月8日（月）午後1時30分から午後4時30分まで

### 2 場 所

熊本県庁行政棟本館5階審議会室

### 3 出席者

#### (1) 熊本県環境影響評価審査会

植田委員、河上委員、木下委員、小財委員、小島委員、高添委員、中野委員、福田委員、古川委員、棕木委員、矢野委員（会長）、渡邊委員（13人中12人出席）

#### (2) 事務局（熊本県環境生活部環境保全課）

江副次長、福留課長、藤本課長補佐、安永課長補佐、鉄谷参事、竹田参事、廣畑参事

#### (3) 事業者等

11人

#### (4) 傍聴者等

傍聴者2名、報道関係者2社（TKU、熊日）

### 4 議 題

「(財)熊本県環境整備事業団 熊本県公共関与管理型最終処分場建設事業」環境影響評価方法書について

### 5 議事概要

事務局（環境保全課）から、今回の事業概要の説明並びに熊本県環境影響評価条例に基づくこれまでの手続の経過及び今後の手続の流れについて説明した後、事業者（(財)熊本県環境整備事業団及びその委託先である日本技術開発株式会社）から、方法書についての説明が行われた。主な質疑等については、以下のとおり。

#### 【事業内容に関して】

委 員 事業内容に関する事業者からの説明に関して、質問等あればお願いしたい。

委 員 複数の候補地点の中から、今回の事業計画地を絞り込んだということだ

が、建設候補地8ヶ所のうちから今回の南関町のこの計画地を絞り込んだ際の理由、特に一番のポイントになるところを教えてください。

事業者

8ヶ所を選定するに当たっては、県内全域を全く白紙の状態から検討し、自然的要件、防災的要件などの様々な客観的な基準を設け、134箇所の候補地を選定し、そこからさらに学校までの距離、水道水源までの距離、活断層の有無などにより、最終的に8ヶ所に絞り込んだものである。さらに、8ヶ所の中から南関町を選定した要件については、立地特性、安全性、経済性の3点について総合的に勘案し、南関町の計画地を選定したもの。まず、立地特性は、本日午前計画地を御覧いただいたとおり、開発済みの採石場跡地をそのまま有効に利用して処分場整備ができるということ。また、他の7ヶ所の候補地と比べ、国道や高速道路のインターチェンジに近いことから、県内各地からのアクセスが良いということ。さらに、計画地内の道路が県道に接しており、大牟田植木線から搬入道路を新設する必要がないということである。次に、安全性は、窪地の表層は風化しマサ化しているが、採石場跡地には水（雨水）が溜まっている。（8箇所から絞り込んだ）当時は、地質調査等を行っていないが、机上検討の結果、水を通しにくい地質であると予想されたこと。また、地震発生の可能性の高い活断層からの距離が、8ヶ所の候補地の中では非常に遠いということ。さらに、生活環境の保全について、特に適切な配慮が必要な病院、幼稚園（保育園）、学校等から、8ヶ所の候補地の中では最も遠いということ。最後に、経済性は、（立地特性と）同じ理由になるが、既に窪地ができており、全く最初から造成等を行うよりも、造成工事費等の建設コストが安いこと。また、窪地の深さが概ね一定であり、深さ20m程度の穴が掘れているので整地する面積も小さく、谷地形等に比べて維持管理費用が安いこと。このような点を総合的に勘案し、南関町の候補地でまず第一番目に取り組むことと決定した。

委員

候補地の絞り込みに当たり、地点毎の点数化はしていないのか。

事業者

点数化はしていない。

委員

以前、公有水面の埋立に関する案件で、県事業の塩屋漁港広域漁港整備事業が出てきた。その時には点数化していたように思うのだが、適地選定方法について県では統一していないのか。

事業者

今回の事業については点数化を行っていない。

委員

設置に伴う発生土（残土）の処理については、十分に検討されているのか。

事業者 発生土の処理については、具体的には今後、実施設計等の段階で詳細に検討していくことになる。方法書 18 頁の断面図に、切り土、盛土の状況を示しており、方法書 11 頁の(5)に記載のとおり、残土を約 11 万立方メートルと見込んでいる。この数字は、平成 18 年度に県で測量、地質調査を実施した航空写真測量に基づく千分の 1 スケールの地形図に基づき算定しているが、その後、(株)熊本硅砂鉱業が、さらに現地の採掘を進められており、今地形改変が進んでいる。従って、今後詳細な設計をする段階で、再度、土量計算を行い、残土が生じる場合には、必要な措置を検討していく。

委員 安全性のところ、山砂は水を通しにくいと判断されているが、九州新幹線のトンネル掘削時にマサ土の地域の至る所で水が出たという話がある。従って、実際は、短時間では見かけ上水をそれほど通しやすそうに見えるけれども、少し長いスパンで見れば、相当に水を通すと考えるのが普通ではないかと思うのだが、どう考えているか。また、新幹線の事例等は、資料として収集しているか。

事業者 現地の水の通しやすさについては、今後、地下水の流向、流速等の調査を行い、確認する必要があると思っている。現時点でも 7 ヶ所ボーリングした結果、概ね  $5 \times 10^{-5}$  m/s 程度の透水係数であるとか、幾つかの事実は確認している。今後、地質調査を詳細に行うことによって、現地の水の通しやすさを把握する必要があると思っている。8 ヶ所の候補地の中から 1 ヶ所を選定する際には、計画地には現実に水が溜まっているので、机上で水を通しにくいのではないかという評価をしたもの。今後、しっかり調査して行きたいと考えている。

委員 8 ヶ所の候補地から絞られた時の理由は、計画地の地質が山砂で水が溜まっており水を通しにくいということ、活断層から遠いということ、学校や病院等からも遠いということなど、非常に単純であり、他の候補地でも当てはまる可能性があるのではないかと思う。本当はここが一番のポイントなのだが、そこに絞り込まれた理由がなかなかはっきりしない、というように私は感じた。

事業者 候補地決定の経緯については、公表した資料にも記載しているが、基本的には熊本県産業廃棄物処理施設建設候補地検討会で 8 ヶ所の候補地を選定していただいた時点、その後、県として、その 8 ヶ所を建設候補地と決定した時点で、8 箇所いずれも適地であると評価されているものである。その中で、先ほど御説明したような定性的な評価をもって、まずは第一番目に取り組む箇所ということで、県で選定したというのが経緯である。

## 【方法書に関して】

- 委員 方法書の記載順序に則って、大気質から御意見頂きたい。
- 委員 大気質の調査地点の設定について、工事の時と埋立の時とでは地点の数が違うということだが、それについては納得したが、その位置 No. 1 A 地区というこの地点を選ばれた理由は何かあるのか。
- 事業者 方法書 281 頁の図 4-2-1-2 に、大気質の調査地点を示している。調査地点 No. 1、A 地区は最寄りの集落ということで、調査地点に選定している。大気質の測定地点は、基本的に土地利用から判断し、人が生活する空間を代表的に選んでいる。それが、No. 1 の A 地区と No. 2 の B 地区である。例えば気象条件等も勘案したいが、最寄りのアメダス観測所でも 12 km 以上離れており、この観測所のデータが当該地域を代表できるかという問題があり、土地利用の状況から判断した。
- 委員 風上とか、風下とかはあまり勘案していないのか。
- 事業者 計画地の地形を見ると南の方が小高くなっているもので、そこから吹き下ろす風、谷筋に沿った風が吹くのではないかということは、地元からのヒアリングにより想定している。No. 1 の A 地区と No. 2 の B 地区がちょうど谷筋に該当しており風下になるのではないかと予測している。しかし、客観的に評価できるデータが取得されておらず感覚的な判断にとどめている。
- 委員 騒音、振動に関して、方法書の 316 頁表 4-2-2-6 に「騒音に係る調査、予測及び評価の手法」（影響要因の区分：【工事の実施】建設機械の稼働）が記載されているが、その一番下のところに「評価の手法」という欄がある。ここに、「工事工程の平準化、防音対策（仮囲いの設置）といった環境保全措置の検討を行い、これにより事業の実施が環境に与える影響について回避又は低減されているか評価する。」と書いてある。防音対策として仮囲いを設置する場合には、騒音が低減することは容易に理解できるのだが、「工事工程の平準化」というのはどういうことを想定しているのか。工事工程を平準化して、果たして騒音を防げるのか。
- 同様に、323 頁表 4-2-2-12 の「騒音に係る調査、予測及び評価の手法」（影響要因の区分：【工事の実施】資材等運搬車両の運行）の、これも「評価の手法」の欄に「建設副産物発生量の削減、資材等運搬車両の運行時期の分散化」とあるが、トータルの運行時間は決まっているのではないのか。これを分散化してどうして騒音レベルが下がるのか分からない。

また、338 頁の表 4-2-2-24「騒音に係る調査、予測及び評価の手法」（影響要因の区分：【土地又は工作物の存在及び供用】廃棄物運搬車両の運行）の「評価の手法」欄の「①環境影響の回避、低減に係る評価」のところに「廃棄物運搬車両の運行時間帯の分散化」がある。

振動の方も、345 頁の表 4-2-3-6「振動に係る調査、予測及び評価の手法」（影響要因の区分：【工事の実施】建設機械の稼働）の「評価の手法」で工事工程の平準化によって果たして振動レベルが下がるのか。同様に、353 頁の表 4-2-3-12「騒音に係る調査、予測及び評価の手法」（影響要因の区分：【工事の実施】資材等運搬車両の運行）の「評価の手法」欄に記載されている「資材等運搬車両の運行時期の分散化」で振動レベルが下がるのか。

事業者

「工事工程の平準化」については、想定としては、造成工事を集中的に数ヶ月間で行う必要がある場合、バックホウやブルドーザ等の建設機械が集中的に稼働することによって騒音が大きくなる場所を、その工事工程を少々平坦にする、例えば4ヶ月かかる場所を6ヶ月に平準化すれば、一日当たりの稼働台数を減らすことが可能であり、騒音の低減も可能であると考えている。

次に、323 頁の影響要因の区分「【工事の実施】資材等運搬車両の運行」の「評価の手法」のところで「建設副産物発生量の削減」として想定しているのは、掘削に伴う残土の発生量が多いと場外に搬出しなければならなくなるので、なるべく残土量を少なくすることによって、残土の場外搬出量を減らし、建設副産物の運搬車両の台数を減らすことを検討できないかということである。また、「資材等の運搬車両の運行の分散化」は、例えば、コンクリートミキサー車（搬入車両）が1日最大 50 台とした場合、一定期間に集中させるのか、あるいは工事の期間をある程度延ばすことによって一日当たりの運行台数を減らし、騒音の低減を図れないかといった観点で記載している。

338 頁の「廃棄物運搬車両の運行時間帯の分散化」については、例えば1日に入ってくる運搬車両の騒音評価について、特定の時間帯に集中するのを避けることによって騒音レベルを下げられないかと考えている。

委員

そうすると、338 頁に記載されている「運行時間帯の分散化」をしても、昼間の騒音レベルということであれば、全く変化しないのではないかと。

事業者

そのとおりだと思う。昼間では全く変わらないということになる。

委員

次に、水環境に関して質問等お願いしたい。

委員

廃棄物の受け入れ量は、発生する廃棄物の質により異なると思うが、現在、産業廃棄物等についてはリサイクル法等によりリサイクルが進んでお

り、そのため、今後、処分場に中間処理されたものを受け入れることになるだろうと思う。単なる焼却灰であればそれほど有害なものは入って来ないと思うが、どのような廃棄物を受け入れるかによって、出てくる浸出水の量及び質は大きく異なると思う。その辺りをどのように予測しているか。

また、県内の最終処分場の例だが、九州産廃では中間処理施設を持っているので、自前の中間処理施設で処理をした後、それを処分場に埋めている。今回の事業では、中間処理されたものを受け入れるようだが、受け入れる産業廃棄物について、現在の状況について聞きたいのだが。

事業者

方法書 20 頁の円グラフは、本事業で埋立処分する計画廃棄物量を示している。これは、平成 18 年度の産業廃棄物管理票、マニフェストのデータを県で集計した結果であり、県内の管理型最終処分場で実際に埋立処分されている廃棄物を、その種類毎の比率で表している。多いものから順に、汚泥、廃石綿等、燃え殻である。4 段目に「産業廃棄物を処分するために処理したもの」の 14.1%となっているものは、主に熔融施設等で処理された廃棄物であり 13 号廃棄物と呼ばれているものである。

委員

ここで、一番割合の多い汚泥というのは、具体的にはどういう汚泥を想定しているか。下水汚泥か。

事業者

マニフェストでは汚泥の内訳がわからないが、下水汚泥や食品産業等からの汚泥状の不要物も含まれると考えている。

委員

受け入れる廃棄物の内容については今の説明で分かったが、受け入れるものに応じて浸出水処理施設も変わってくると思う。出てくる浸出水は一体どの程度のもので、どういう処理をして行くのかが問題になるだろう。一応、環境基準（放流基準）を満足するように言っているが、出てくる浸出水はどのくらいの水質を予想しているか。

事業者

先ほどの廃棄物の種類毎の受け入れ割合を想定し、文献値等に基づいて計画流入水質を決定したものが方法書 30 頁の表 2-2-7 の一覧表である。放流水質は 32 頁の表 2-2-8 に、処理方式は 33 頁の図 2-2-19 に記載している。33 頁の浸出水処理方式のフローにより放流水質をクリアしていく計画である。

委員

地下水位を低下させたくないという方針だと思うが、そうするとその分地下水位が処分場底部に近付くことになるので、リスクが高くなると考える。そのため「絶対に漏らさない」というような建設方針になると思うが、そうすると逆にガチガチの構造になり、処分場の中に浸出水が溜まっていくような構造になると思う。本日の現地調査の際に聞いた現地の降水量は

年間 1800mm から 2000mm であり、非常に多く、その量を処理しうる浸出水処理施設の処理能力であるのかが問題になるが、どうか。

さらに、例えば漏れた場合に 10 年で地下水まで達するとかいった最悪のリスクについて予測をしているか。

事業者

浸出水調整槽は、過去 15 年間の最大降雨を想定し、その最大降雨が 2 年連続して降った場合にも貯水機能を確保できるような大きさとして 2 万立方メートルの容積を確保している。

委員

万一、遮水シートが破れた場合の対応はどうか。

事業者

方法書 25 頁の図 2-2-12 に遮水構造を記載している。2 重の遮水シート等を施し、施工不良や埋立作業上のミス等がなければ外部に汚水が漏れることのない構造を確保したいと考えている。重機の操作ミスでシートを傷付けるような、万が一の事態には、抜本対策としてシートの修復工事なり、止水工事等を実施する計画である。また、埋立地の法面部と底部の全面に漏水検知システムを設ける。漏水検知システムを遮水シートの全面に設けることにより漏水場所の特定を行い、早急にシートの修復に取りかかることを想定している。また、抜本的な修復対策までの応急措置として、法面部には G C L という自己修復シートを設ける。これは、万が一シートが破損した場合に、自動的にシートの破損部分を塞ぎ一時的に汚水の流出を防止するもの。底部には、二重の遮水シートの下に、さらに遮水シート 1 枚分に匹敵するような遮水機能を持つベントナイト混合土を 500mm 敷設する。これも抜本的な修復対策までの間の応急措置として、汚水の外部流出を防ぐ機能を持っている。

委員

地下水等の問題について意見はないか。

委員

155 頁の図 3-3-3 であるが、集落の着色など絵の描き方が乱暴だと思う。良く見ると、ある意味でどうしてだろうかという感じがする。例えば、図の中央右上にあるプラスチック製品製造工場の南側にも多くの集落があり、黒い■の家のマークがある。さらに、その西側、川を隔てた米田地区の東側とか、あるいは、その南側の“九州自然歩道”という字の“歩”付近とか集落があるが、集落として着色されておらず不十分である。それから、161 頁の図 3-3-8 に取水（河川・地下水）地点位置図が示されているが、計画地付近に非常に深い井戸があり、全てではないがこれらの井戸から地下水が汲み上げられている。このことが、浅層の水位や地下水の傾斜等にどのように影響しているのか、方法書には納得できるものが示されているとは思えない。先ほどの説明にあった、例えば深層や浅層の地下水のポテンシャルのような説明を入れないと説得力がないと思う。

- 事業者 方法書 155 頁の集落は、地形図から概略範囲を読み取ったものだが、正確さを欠いているので再度見直しを行い修正する。また、浅いところの地下水、深いところの地下水の関連性を環境影響評価において調査したいと考えており、方法書に記載する調査手法の妥当性について審査会の中で御指摘いただきたい。
- 委員 土壤に関して何かないか。
- 委員 土壤についてではないが、407 頁の表 4-3-2-12 に、農業用水基準における全窒素が 1 mg/l にも関わらず、評価の基準としての全窒素 (T-N) の基準値を 5 mg/l 以下に設定している理由について、脚注 2) に記載してあるが、この脚注 2) にある「水稻の生育に対する水質汚濁の許容濃度の目安」の出典基は何か。
- 事業者 方法書 407 頁の水稻の生育に対する水質汚濁の許容濃度の目安は、財団法人廃棄物研究財団が発行する廃棄物最終処分場環境影響評価マニュアルにおいて千葉県農業試験場資料として記載されているもの。目安とされており法的な規制基準ではない。
- 委員 土壤ではなく覆土のことだが、先ほどの説明の中で、県全体の必要容量は 140 万 m<sup>3</sup>とのことだったが、これは、覆土の量を含めた容量か。それとも、処分場の必要容量そのものの量か。
- 事業者 熊本県公共関与基本計画で県内での必要容量としている 140 万 m<sup>3</sup>は、覆土量を 2 割程度含んだ値である。
- 委員 自然環境（動植物、生態系）について何かないか。
- 委員 植物について、付着藻類の調査が入っているが、大変うれしいことである。しかし、折角そこまでするのであれば、どうして蘚苔類や地衣類の調査はしないのか。472 頁の用語の解説には、地衣類が大気汚染や環境の変化に対して敏感であるような記載がある。蘚苔類についても、特に、微気候という言葉があって、わずかな気候の変化でも大きな影響を受ける。藻類によって、確かにその場所の水質環境が分かると思うが、この蘚苔類及び地衣類の 2 つを調査対象から外してある理由は何か。
- 事業者 生態系を評価する上で、河川中での餌としての位置付けで珪藻類等の付着藻類を選定しており、珪藻類、蘚苔類そのものに対する影響を予測評価するための調査対象としては想定していない。付着藻類のみを調査することとしており、御指摘のとおり、蘚苔類と地衣類は定量調査の対象としておらず、予測評価の実施も想定していない。



委員 生態系の中のどういう位置づけなのか、生態系における珪藻類の意味がよく分からない。

事業者 付着藻類という観点でいうと、底生動物の餌としての位置付けがあると思われる。河川の中の生態系が、どのような状況にあるのかということを検討する際に、魚類の餌生物である底生動物、その底生動物のさらに餌になる付着藻類まで検討しておく必要があると考え、付着藻類の量や種組成の把握をするものであり、付着藻類に対する直接的な影響予測を実施するところまでは想定していない。

委員 私も、折角調査をするのであれば、何故、調査項目の中に地衣類や蘚苔類を入れないのか疑問に思っている。地衣類や蘚苔類が調査項目に無いにも関わらず、付着藻類が調査項目にあるのが非常に奇異に感じられる。

次に、方法書や準備書で「環境類型区分」と出てくるが、これがどこにあるのか。さらに、色々な動物の調査についてマニュアルを記載しているが、マニュアルが載っていないものもあり、猛禽類の調査等は、どういうマニュアルに基づいてやるかが記載されていない。どういうものに基づいて、調査するのかを記載すること。また、468 頁の図 4-5-1-2(3) 鳥類定点位置図では全区域をカバーできておらず、全区域をカバーしていないと説明できないことから、地域設定をきちんと行うこと。

資料編の 531～533 頁に、方法書の作成にあたって助言を受けた、樋口先生や高野先生といった専門家の実名が出ているが、本人達の了解は取っているのか。コンサル会社の名前さえも出ていない方法書に、個人名が出てくるのは如何なものか。高野先生の指摘のとおり、猛禽類の確認には、各季 1 回の調査では現状を把握しきれない可能性があるが、動物の調査の手法では 1 回の調査は 3 日連続で実施するようになっており、方法書で書いてあるのにあえて委員がここで指摘するのは矛盾になる。これを悪いようにとれば、権威付けているように感じられる。

事業者 事業者として方法書の素案を作成する段階で専門家に相談した。例えば鳥類の調査であれば、調査日数は 3 日間連続で実施することを想定していなかったが、専門家から 3 日間連続調査を実施するほうが望ましいとご助言を受け、今回の方法書にその助言内容を反映した。方法書の内容と、専門家の助言内容に整合が図られていないような表現となっているのは申し訳ないと思っている。

先生のお名前を方法書に記載した件については、先生方に了解を頂いている。

また、熊本県環境影響評価条例では、準備書段階では委託先のコンサルタントの名前を明記するよう規定されているものの、方法書段階にはそのような規定がないため、今回は記載しなかったもの。

委員 私たちは、以前の案件の準備書審査の際に、意見を受けた専門家の個人名が掲載されていたことで随分懲りている。個人名が出ている場合には、色々な心配事があり、非常に慎重にならざるをえないため、あえて申し上げている。私は、方法書段階で個人名が出ているのを見たのは初めてであり、方法書にこのように個人名が出るのも初めてではないか。そして、縦覧する場合には、この部分は削除して縦覧してほしいということになるのではないかと思う。

委員 事業者側は、個人名を掲載した先生方に方法書にこういう形で御名前を掲載するということの承諾を得ているのか。

事業者 方法書でお名前を明記したものが公の場で縦覧されるという点を御了解いただき、書面で依頼した上で記載している。権威付けとして専門家のお名前を借りているのではなく、純粋に専門の方のアドバイスを受けた上で方法書の妥当性を高めていきたい、積極的に専門家のアドバイスをいただきたいとの考えだった。また、今の熊本県環境影響評価条例技術指針（平成19年3月30日改正告示、施行）においても専門家の助言を受けた場合には、その助言内容と専門分野を整理するように記載されており、それを踏まえたもの。

ただし、熊本県環境影響評価条例技術指針では、名前を記載することについての規定は明記されていない。事業者として配慮が足りなかったかもしれない。

委員 私も最初奇異に思ったのだが、地下水に関するところであれば、嶋田先生の名前が出ているが、この嶋田先生の助言内容は非常に当を得ている。この方法書の不十分なところを指摘してある。この意見を受けてこの方法書を作ったということになるならば、どういうことになるのだろうかと思う。

事業者 専門家の先生方に助言いただいた場合には、どのように方法書に記載すべきか検討し、専門家の先生方にも御相談したうえで、結果として今回の方法を探らせていただいた。ただいま委員の方から厳しい御指摘があり、もう少し慎重に判断すべきだったと反省している。また、専門的に見れば不十分な点があるとの御指摘も踏まえて、今後も審査会及び知事意見を踏まえ、より良い方法書にしたうえで現地調査に望みたいと思っている。一部、不適切にお感じになられた部分については、お詫び申し上げます。

委員 以前の案件では、レッドデータブックの専門委員から御助言頂いたという文言が準備書に書いてあった。その結果、そのレッドデータブックの方にも、発言したレッドデータブックの専門委員にも大変迷惑が掛かったわけである。慎重に扱わないと善意で発言したことがかえってあたとなるこ

とが多い。それで無用な混乱を招くし、専門家同士の変な確執が出てくる。専門家というのは、深入りして書くというところがあり、それはそれで専門家だから仕方ないと思うのだが、住民生活に直結する地域改変・環境改変について意見する場合には、色んなメリット、デメリットの影響が出てくるので、余程の慎重さが求められると思う。慎重に進めていかないと、折角の県の事業が、無用の混乱を招き、頓挫してしまう可能性もある。

委員 この方法書は、既に公表されているので仕方ないが、次の段階の時には、只今の委員の発言を踏まえて、取り組んで頂きたいと思う。

人と自然に関わる調査のところで、何かないか。

委員 景観にしても人と自然との触れあいの価値判断にしても、「生活」の中での観点、例えば「生活している時に色んなものが見えていやだね」とかというような観点について、皆さんに、納得して頂いているように私は感じている。

その観点からではあるが、494頁の表4-6-1-4の調査地点のところで、例えば「St.2九州自然歩道」とあり、その調査地点選定の考え方に「対象事業実施区域に最も近接する地点」とあるが、これは少し表現が違うのではないかと思う。

また、本日、現地調査の際にどこか計画地以外の地点から計画地を眺めること、例えば「石造りの社」から見ることができれば良かった。「石造りの社」の調査地点選定の考え方の欄では、「社の安置場所から対象事業実施区域が直接視認できる地点」というように、その場所のみから対象事業実施区域を見ることができるよう書いてある。そのため、この「石造りの社」に集まる人達が、そこに至るアプローチやその近辺から対象事業実施区域を眺める場合に、「あんなところのそばではいやだね。」ということになっては困るのだと思う。お願いという形で良いので、この点を含めた調査の方法を考えて頂きたい。

委員 次に、環境への負荷に関わる調査で廃棄物、温室効果ガス等で何かあるか。

委員 廃棄物、温室効果ガス等に関することではないが、道路について、本日の現地調査の際に、一般車両は工事用車両や廃棄物運搬車両がすれ違いのを待たなければいけないことになると聞いた。以前の案件の審査の際に同様の話があり、踏切部分の道路が非常に狭く大型車両の離合が困難とのことであったが、今回は、もう少し詳しい資料等が出ているのかなと思う。現地を見た限りでは、あまり広い道ではなかったような気がするが、実際、工事用車両や廃棄物運搬車両が走行した場合に、すれ違えないと考えるのか、それとも無理矢理すれ違わせると考えるのか。

事業者

搬入ルートは道路幅員が狭く車両も多い。車の対向について想定している事項が2点ある。

搬入ルートは、菊水インターから県道を通って、高速道路の下を抜けて左折して計画地に入っていく。現在、地元との協議も含め検討課題としているのが、計画地に入っていく県道周辺が高速道路のボックスカルバート下となっているため交差点が見にくく、周辺住民の皆様から採石場のダンプ車両の交通安全性に問題があると指摘を受けている点である。設計上の検討を進めているが、現時点では内部的な検討段階であり、外部的に資料を提示できる段階ではない。

次に、県道を曲がってからのルートは途中で町道から私道になる。幅員は狭いが、今の採石場の専用道路的な意味合いが強く、車両の通行台数もそれほど多くないと考えており、交通安全性はある程度確保できるのではないかと考えている。

ただし、計画地の南の方から入ってくる県道部分は幅員等が狭く、環境影響評価における交通安全の中で、交通事故の発生状況や歩道等の設置状況を調査する。また、歩行者交通量調査では、年齢別に高齢者や子供の状況を調査し、年齢層別にどういった時間帯で通行されているのかを把握し、運搬車両の運行計画と比較評価して検討していきたいと考えている。

委員

現在の道路を拡幅する計画はないのか。

事業者

取り付け道路は、既存の道路（県道、町道）を利用することを原則に考えている。廃棄物の搬入は1日20台、工事中のピーク時でのコンクリート搬入が1日50台と見込んでいるが、これにより重要な支障を生じるような場合には、委員の御指摘のとおり道路改良等が必要になることもあり得る。ただし、現地調査は今後実施するものであるし、搬入経路が県道、町道となっており道路管理者との協議が必要である。現時点では、道路改良について事業者として具体的な計画は行っていない。

委員

只今の道路についてだが、主要地方道大牟田植木線の高速の下を抜けて、その先を左に曲がって、内田川の橋を渡る直前までの間は、株式会社熊本硅砂鉱業の専用道路ということではなく、道路横に集落があることからむしろ生活道路だろうと思う。通学道路としても利用される可能性があると思う。そのため、専用に近いので大丈夫という話はできないと思う。

委員

騒音に関しても、調査地点として考えているのが、県道である主要地方道大牟田植木線である。そこから計画地現場へ入ってくる道路は町道であるが、ここでの騒音のチェックは必要ないか。

委員

地下水の水質について、この地域の周辺で、ふっ素と硝酸性窒素が環境基準をオーバーしている調査結果が得られているが、計画地周辺の地下水

	位は測定しているようだが、水質は測定していないのか。
事業者	硝酸性窒素やふっ素は調査していない。
委員	この辺りも硝酸性窒素は高いのか。
事業者	硝酸性窒素は次回調査で実施する予定としている。
委員	この辺りは飲み水もこの地下水を利用しているのか。
事業者	そうである。
委員	この地域の地下水質について、町の方で現況を調査され、場合によってはイオン交換樹脂の浄水器等を設置しているのか。
事業者	そのような状況は見られていない。
委員	この近くには養豚場もあるので、その影響のため地下水中の硝酸性窒素の濃度が高いのではないかとも思う。 本日の現地調査の際に、採石場の奥で煙状のものが出ていた。何かを作る施設とか聞いたが、あれは粉じんなのか、それとも単なる水蒸気なのか、何であるのか調べておく必要があると思う。
委員	では、事業者は次回の審査会までに調べておいてほしい。

※配付資料

- ① 会議次第
- ② 「(財) 熊本県環境整備事業団 熊本県公共関与管理型最終処分場建設事業」に関する環境影響評価手続き等について
- ③ 今回のアセス案件に係る意見照会